

第 71 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(29) 外国勤務手当

(30) 特殊自動車運転業務手当

第25条の20を第25条の22とし、第25条の19の次に次の2条を加える。

(外国勤務手当)

第25条の20 外国勤務手当は、外国において勤務する職員に支給する。

2 外国勤務手当の額は、1月につき、前項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この項及び次項において「法」という。）第2条第1項の在外職員であるとした場合に法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当及び配偶者手当にあっては法の規定による額に100分の80を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とし、子女教育手当にあっては法の規定による額に100分の100を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とする。）の合計額に相当する額とする。

3 法に規定のない地域に勤務する第1項に規定する職員に係る前項の規定の適用については、知事が定める。

(特殊自動車運転業務手当)

第25条の21 特殊自動車運転業務手当は、農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務

(2) ショベル・ローダ（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する大型特殊自動車に限る。）の運転業務

2 特殊自動車運転業務手当の額は、前項各号に掲げる業務に従事した日1日につき240円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

外国において勤務する職員等に支給する特殊勤務手当の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。